

# 金城学院大学大学院薬学研究科学位（課程博士）審査規程

（2022年1月24日制定）

（根拠）

第1条 金城学院大学大学院学位規程（以下「学位規程」という。）第4条第4項に基づく博士の学位（以下「課程博士」という。）の審査については、この規程の定めるところによる。

（申請資格）

第2条 課程博士の学位を申請することのできる者は、金城学院大学大学院学則（以下「学則」という。）第21条の2の規定により、薬学研究科博士課程（以下「博士課程」という。）に4年以上在学し、授業科目につき修了要件単位30単位以上を修得又は修得見込みで、必要な研究指導を受けた者とする。ただし、優れた研究業績を挙げた者と薬学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）において認めた場合は、3年以上在学すれば足りるものとする。

（申請手続等）

第3条 課程博士の学位を申請しようとする者は、指導教員の許可を得て、指定された期日までに、次の各号に掲げる書類各1部を薬学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出するものとする。ただし、必要に応じて、写本を提出することができる。

- （1） 学位申請書（学位規程別表様式4（2））
- （2） 学位申請論文（以下「申請論文」という。）
- （3） 申請論文の要旨
- （4） 参考論文（必要ある場合）
- （5） 論文目録（学位規程別表様式4（3））
- （6） 履歴書（学位規程別表様式4（4））
- （7） 研究業績目録（学位規程別表様式4（5））
- （8） 共同研究論文使用同意承諾書（共同研究論文使用の場合）

2 第1項（7）の研究業績は、以下の各号の条件を満たすものを含むこととする。

- （1） 査読のある学術専門誌に原著論文1報以上の掲載がなされたものかもしくは掲載が決定されていることを書面で証明できる書類があるもの。または、すでに投稿済みで、本審査までに掲載決定がなされる見込みのあるもの
- （2） （1）の原著論文の筆頭著者が申請者であること
- （3） 筆頭著者が複数の場合は、1を筆頭著者の数で除した数値を報数として用いる

（学位審査）

第4条 学位審査は、学位審査委員会（以下「審査委員会」という。）による予備審査と本審査、およびその結果の報告に基づく研究科委員会による最終試験による合否判定からなる。

（審査委員会）

第5条 研究科委員会は、研究指導資格を有する教員の中から学位審査委員としての主査1名、副査を2名以上、それぞれ選出する。

2 主査は、審査委員会の委員長となる。

3 指導教員は、学位審査委員になることはできない。

4 研究科委員会が必要と認めた場合は、第1項の委員に加え、博士課程担当専任教員以外の金城学院大学教員、他大学の教員等、及び博士の学位を有し十分な研究業績を有する医師や薬剤師等を委員に加えることができる。

5 前各項にかかわらず、学位申請者の親族で2親等以内の者を委員に含めることはできない。

（審査委員会による予備審査）

第6条 審査委員会は、本審査の1カ月前までに、学位申請論文の予備審査を終了する。

2 審査委員会における合格の判定は、全会一致を原則とする。

(審査委員会による本審査)

第7条 予備審査を合格した者について、審査委員会は、予備審査の結果に基づいた修正を行った学位申請論文等の書類の提出を受けたのち、本審査を行う。

2 審査委員会における合格の判定は、全会一致を原則とする。

(学位審査報告書)

第8条 審査委員会は、審査の結果を学位審査報告書(以下「報告書」という。)としてまとめ、研究科委員会に提出する。

2 報告書には、論文審査、最終試験の評価の要旨を記載する。参考資料として各委員の評価結果を付記する。

(研究科委員会による審査)

第9条 研究科委員会は、報告書に基づき最終試験として公開の「博士論文発表会」の開催可否を決定する。

2 研究科委員会は、最終試験の可否を審議する。

3 研究科委員会における可否の審議には委員の3分の2以上が出席し、合格には出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(その他の事項)

第10条 学位規程及びこの規程に定めるもののほか、論文の審査及び最終試験に関して必要な事項は、研究科委員会の議を経て、決定する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、研究科委員会の議決を経て、これを行う。

附 則 (2022年1月24日薬学研究科就任予定者会議)

この規程は、2022年4月1日から施行する。